

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
龍ヶ崎市・利根町・河内町地域	龍ヶ崎市、利根町、河内町、龍ヶ崎地方塵芥処理組合	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	平成 31 年度～令和 5 年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標		現状（割合※ ¹ ） （平成29年度）	目標（割合※ ¹ ） （令和6年度） A	実績（割合※ ¹ ） （令和6年度） B	実績 B / 目標 A※ ²
排出量	事業系 総排出量	9,012t	8,557t （ -5.0%）	7,128t （-20.9%）	414.1%
	1 事業所当たりの排出量	2.10t	2.05t （ -2.4%）	1.95t （-7.1%）	300.0%
	生活系 総排出量	28,163t	24,678t （-12.4%）	26,656t （-5.4%）	43.2%
	1 人当たりの排出量	241kg/人	207kg/人 （-14.1%）	235kg/人 （-2.5%）	17.6%
	合 計 事業系生活系総排出量合計	37,175t	33,235t （-10.6%）	33,784t （-9.1%）	86.1%
再生利用量	直接資源化量	5,051t （13.6%）	6,013t （18.1%）	4,298t （12.7%）	-19.2%
	総資源化量	8,645t （23.1%）	9,194t （27.5%）	7,747t （22.9%）	-5.3%
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	6,027MWh	5,102MWh	5,900MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	1,550t （ 4.2%）	1,319t （ 4.0%）	1,617t （ 4.8%）	-307.2%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11		各市町、組合	各市町において、指定ごみ袋料金の値上げの検討等を行う。組合はごみ処理手数料の見直しを適宜検討する。	平成 31 年度～令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 ・近隣自治体の有料化への取組について、近隣自治体から聞き取りを行うなど、有料化の効果等について取りまとめた。 【利根町】 ・実施には至らなかったが、指定ごみ袋等の料金値上げについて検討を行った。 【河内町】 ・実施には至らなかったが、指定ごみ袋等の料金値上げやレジ袋無料配布の廃止について検討を行った。 【組合】 ・消費税増税に伴う料金の見直しは行ったが、構成市町でごみ袋料金の値上げ等がされなかったため、ごみ処理自体にかかる料金の値上げには至らなかった。
	12		各市町、組合	各市町はごみの発生抑制・排出抑制に向けた啓発活動を行う。組合はごみ搬入者への指導・啓発等を継続的に行う。	平成 31 年度～令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 ・リユース促進プラットフォーム運営事業者と連携協定を締結し、住民へ周知を図るなど、ごみ減量に向けた啓発活動を実施した。 【龍ヶ崎市】 / 【利根町】 / 【河内町】 ・ごみ・資源物の出し方・分け方のポスターを作成し、分別の徹底を実施した。また、定期的に広報誌にごみ量、ごみ減量方法等をお知らせし、現状とごみ排出抑制の意識向上のため啓発を行った。 【組合】 ・「くりーんプラザ・龍」へのごみ搬入者への指導・啓発や見学者への啓発を継続するとともに、環境学習ホルの展示物を拡充した。
	13		各市町、組合	各市町と組合はより環境負荷の少ない製品の購入・使用、また環境負荷の少ないシステムの活用を推進する。	平成 31 年度～令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 ・庁舎内で使用するコピー用紙は、グリーン購入法に適合した商品を購入した。また、プリンタ用トナーについては、カートリッジのリユースを推進するため、リサイクルトナーを使用し、環境負荷の軽減を努めた。 【利根町】 ・庁舎内で使用するコピー用紙は再生紙、印刷機のインクカートリッジはリサイクル品にするなど、可能な限り環境負荷

					の少ない物品を使用して、再生品利用の継続に努めた。 【河内町】 ・本庁舎や出先機関において、河内町地球温暖化対策実行計画に基づき、環境負荷の少ない製品の購入・使用を積極的に実施した。 【組合】 ・地球温暖化対策実行計画に基づき、コピー用紙等は再生紙利用を推進した。																																				
14		各市町、組合	各市町は資源化を適正に推進するため、費用対効果等の考え方を踏まえて資源化品目の検討を行う。組合は住民に対し情報提供を行う。	平成 31 年度～令和 5 年度	【龍ケ崎市】 ・プラスチックの資源化など、国の施策やモデル事業等の先進事例の調査を行った。 【龍ケ崎市】 / 【利根町】 / 【河内町】 / 【組合】 ・資源化できる廃棄物について検討を行い、構成市町及び組合と情報の交換・共有に努めた。																																				
15		各市町、組合	各市町は新たに資源として加えられるものを調査する。組合は各市町における資源化の取組を推進するとともに、資源化情報の共有、提供等を行う。	平成 31 年度～令和 5 年度	【龍ケ崎市】 ① 廃食用油の資源化（R2～） 家庭や学校給食から排出される廃食用油の資源化を図った。回収した廃食用油は、バイオディーゼル燃料に精製する企業へ販売し、資源循環型社会の取組を推進した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>回収場所等</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティセンター・サンデーリサイクル</td><td>5,710t</td><td>6,380t</td><td>4,390t</td><td>4,010t</td><td>4,145t</td></tr> <tr> <td>学校給食センター</td><td>6,080t</td><td>6,415t</td><td>6,560t</td><td>6,980t</td><td>4,615t</td></tr> </tbody> </table> ② 剪定枝等の資源化（R2～） 家庭や学校その他公共施設から排出される剪定枝等の木くず類の資源化を図った。排出された木くず類は、民間のリサイクル施設でチップ化され、工場の燃料や製紙原料などにリサイクルした。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>回収場所等</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源物回収ステーション等</td><td>182t</td><td>159t</td><td>147t</td><td>133t</td><td>134t</td></tr> <tr> <td>公共施設</td><td>302t</td><td>305t</td><td>333t</td><td>317t</td><td>356t</td></tr> </tbody> </table> ③ 小型家電のリサイクル（R3.2～） 一般廃棄物の広域的処理に係る認定民間事業者の協力を得て、小型充電式電池などの回収を実施した。 ・令和 5 年度回収実績： 110 kg ・令和 6 年度回収実績：1,137 kg 【利根町】 ① 廃食用油の資源化	回収場所等	R2	R3	R4	R5	R6	コミュニティセンター・サンデーリサイクル	5,710t	6,380t	4,390t	4,010t	4,145t	学校給食センター	6,080t	6,415t	6,560t	6,980t	4,615t	回収場所等	R2	R3	R4	R5	R6	資源物回収ステーション等	182t	159t	147t	133t	134t	公共施設	302t	305t	333t	317t	356t
回収場所等	R2	R3	R4	R5	R6																																				
コミュニティセンター・サンデーリサイクル	5,710t	6,380t	4,390t	4,010t	4,145t																																				
学校給食センター	6,080t	6,415t	6,560t	6,980t	4,615t																																				
回収場所等	R2	R3	R4	R5	R6																																				
資源物回収ステーション等	182t	159t	147t	133t	134t																																				
公共施設	302t	305t	333t	317t	356t																																				

					家庭や学校給食から排出される廃食用油の資源化を図った。回収した廃食用油は、バイオディーゼル燃料に精製する企業へ販売し、資源循環型社会の取組を推進した。 <table><tr><td>区分</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>回収量</td><td>2140</td><td>2820</td><td>2640</td><td>8270</td><td>2,0060</td><td>2,0650</td></tr></table> ② 小型充電式電池のリサイクル 一般廃棄物の広域的処理に係る認定民間事業者の協力を得て、小型充電式電池などの回収を実施し、令和 6 年度においては、5 kg回収した。 【河内町】 ・廃食用油の回収事業について、令和 4 年 10 月から試験的に実施し、令和 5 年 4 月から本格的に回収を実施した。 ・令和 5 年度回収実績：4470 ・令和 6 年度回収実績：4490 【組合】 ・令和 5 年度にサントリーグループとペットボトルの水平リサイクル事業に関する協定を締結し、住民のリサイクル意識の啓発や資源の国内リサイクルを促進できるよう努めた。	区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	回収量	2140	2820	2640	8270	2,0060	2,0650
区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6													
回収量	2140	2820	2640	8270	2,0060	2,0650													
16		組合	組合は不燃性残さの資源化の可能性について調査・検討を継続する。	平成 31 年度～令和 5 年度	【組合】 ・資源化できる手段について、継続的に調査・検討を行った。														
17		組合	組合は住民団体等と連携し、本施設のプラザ棟等を活用したリサイクルシステムを検討する。	平成 31 年度～令和 5 年度	【組合】 ・ごみとして集められたものをリユース品として無料配布した。														
18		各市町	各市町は家庭から排出されるごみの資源化を促すため、HP 等を用いて分別を徹底するよう指導する。	平成 31 年度～令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 / 【利根町】 / 【河内町】 ・家庭から排出されるごみの資源化を促すため、HP 等に分別方法を掲載し、分別を徹底するように指導した。また、外国籍住民が増加していることから外国語の分別方法も掲載した。 【龍ヶ崎市】 ・令和 6 年度には、雑がみの分別促進のため、雑がみ回収用紙袋の回収及び提供を実施した。また SNS 媒体を活用した情報発信を多数実施した。														
19		各市町、	組合と構成市町が連携し	平成 31 年度～	【龍ヶ崎市】 / 【利根町】 / 【河内町】 / 【組合】														

		組合	て、一般廃棄物収集運搬業者や直接搬入される事業系ごみを抜き打ち検査を実施する。	令和 5 年度	・組合と構成市町が連携し、清掃工場「くりーんプラザ・龍」における抜き打ち調査を実施した。そのうえで、分別の徹底が図られていない等の状況が見られた場合は、搬入業者へ指導を行った。 ・ごみ集積所に事業系ごみの排出が確認された場合は、排出事業者を調査し改善指導を行った。
	20	各市町	事業所から排出された資源物について、民間事業者による適正な資源化を促進するため、リサイクル体制の整備を支援するとともに、情報提供を行う。	平成 31 年度～ 令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 / 【利根町】 ・市公式 HP にて一般廃棄物収集運搬許可業者について案内をするとともに、事業所から出るごみの出し方についても掲載し、事業系ごみの減量・資源化の推進、適正排出の周知に努めた。 【利根町】 ・事業者より事業系ごみにてリサイクル品の分別等の問い合わせがあった場合、適切な指導をした。 【河内町】 ・事業系ごみの処理方法について、町 HP にてお知らせした。また、収集運搬許可業者にも、回収時に分別の協力を指導した。
処理体制の構築、変更に関するもの	21	各市町	各市町は現行のごみ処理体制を継続することを前提とし、分別排出の徹底、強化に加え、現在ごみとして処理しているものに混在する資源物の回収を進める。	平成 31 年度～ 令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 ・ごみ集積所等に出されてしまう資源物の分別の徹底については、住民自治組織等と連携を図りながら、指導等を行った。 ・燃えるごみ中の生ごみの減量化対策として生ごみ処理機の購入補助を実施した。 【利根町】 ・ごみと資源の分別はパンフレット、町 HP を活用し町民に適切な指導を行った。また、電話での問い合わせにも対応した。 ・生ごみの処理方法について、町民へ電気式生ごみ処理機の貸出を行い、啓発・普及活動を行った。 【河内町】 ・窓口等において、分別排出の徹底、強化に加え資源物について分別を徹底するように説明を行った。 ・燃えるごみ中の生ごみの減量化対策として生ごみ処理機の購入補助を実施した。
	22	各市町	事業系ごみの現状の処理体制は生活系ごみと同様であ	平成 31 年度～ 令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 ・事業ごみについては、引き続きごみ集積所等に排出すること

				り、今後とも生活系ごみと同様に処理を行う。各市町は、事業系ごみについて排出指導を強化するとともに、リサイクル体制の整備を支援する。		が無いよう、継続的に注意喚起を行った。 【利根町】 ・事業者へ分別と処理方法の指導を徹底した。また、リサイクル品の分別に対し適切な指導を行った。 【河内町】 ・町 HP で事業系ごみの処理方法を周知し、収集・運搬は収集運搬許可業者にて対応した。																												
	23		各市町、組合	産業廃棄物の処理・処分は実施しない。	平成 31 年度～令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 / 【利根町】 / 【河内町】 / 【組合】 ・産業廃棄物の受け入れ及び処理・処分は行わなかった。																												
処理施設の整備に関するもの	1		組合	既存施設の老朽化に伴い長寿命化計画に基づいた基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化、処理能力の回復及び温室効果ガス排出量を削減する。	平成 31 年度～令和 5 年度	【組合】 ・リサイクル施設の基幹的設備改良事業を令和元・2 年度に実施し、温室効果ガス排出量（CO2 排出量）は工事前に比べて 37.7%削減した。 （CO2 排出量（t-CO2/年） 工事前：550.7 ⇒工事後：343.0（CO2 削減率：37.7%）																												
施設整備に係る計画支援に関するもの	31		各市町	高齢者や障がい者等に対するごみ・資源物の訪問収集事業等を推進する。	平成 31 年度～令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 ・高齢者や障がい者で日常的に集積所へのごみ出しが困難な方の負担軽減と安否確認を兼ねた、ごみ・資源ごみの訪問収集事業（おはよう SUN 訪問収集）を推進した。 <table><tr><td>区分</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>72人</td><td>87人</td><td>89人</td><td>89人</td><td>89人</td><td>97人</td></tr></table> 【利根町】 高齢者や障がい者で日常的に集積所へのごみ出しが困難な方の負担軽減と安否確認を兼ねた、ごみ・資源ごみの訪問収集事業を推進した。 <table><tr><td>区分</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>2人</td><td>8人</td><td>16人</td><td>25人</td><td>25人</td><td>25人</td></tr></table> 【河内町】 ・集積所へ出しに行けない高齢者には、ヘルパーによる収集について包括支援センターと連携し個別対応を実施した。 ・令和 5 年度：127 人 ・令和 6 年度：116 人	区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	利用者数	72人	87人	89人	89人	89人	97人	区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	利用者数	2人	8人	16人	25人	25人	25人
区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6																												
利用者数	72人	87人	89人	89人	89人	97人																												
区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6																												
利用者数	2人	8人	16人	25人	25人	25人																												
	32		各市町、組合	災害時等、組合内でのごみ処理が停止せざるを得ない場合等は近隣自治体と締結	平成 31 年度～令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 / 【利根町】 ・災害廃棄物処理計画を策定し、危機管理体制を強化した。 龍ヶ崎市：令和 2 年 4 月に策定																												

				している協定に則った対応をとる。また、各市町と組合は危機管理体制を強化する。		利根町：令和3年8月に策定 【龍ヶ崎市】 ・組合が作成する災害廃棄物処理対応マニュアルにおいて、組合と協議し、組合に仮置き場を設置する際の方針について、協議を行った。 【河内町】 ・災害時は塵芥処理組合で処理できない場合も考慮し、県や近隣市町村及び災害廃棄物処理支援ネットワークへの支援要請の活用について検討した。 【組合】 ・茨城県県南・県西地区ごみ処理施設連絡会で施設間応援体制協定（13団体）を結んでおり、協定に基づき他自治体のごみの処理を行った。														
33		各市町	各市町によるパトロールの実施等を引き続き継続するとともに、住民・事業者・警察等と連携した監視等により、不法投棄の未然防止に取り組む。	平成31年度～令和5年度	【龍ヶ崎市】 ・市職員による巡回パトロールや不法投棄監視員制度の活用により、不法投棄の未然防止及び投棄物の早期発見・回収と再発防止に努めた。また、茨城県や警察署など関係機関と連携し、監視体制の強化に務めた。	<table><tr><td>区分</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>不法投棄件数</td><td>27件</td><td>27件</td><td>41件</td><td>14件</td><td>25件</td><td>23件</td></tr></table> 【利根町】 ・役場職員や、茨城県ボランティアUD監視員によって町内を巡回した。また、町民や警察、近隣の自治体等との情報提供により、不法投棄現場や行為者を特定し、再発防止に取り組んだ。 【河内町】 ・定期的に巡回パトロールし、不法投棄があった際は住民、県、警察と連携した対応を実施した。	区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	不法投棄件数	27件	27件	41件	14件	25件	23件
区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6														
不法投棄件数	27件	27件	41件	14件	25件	23件														
34		各市町	組合で処理できない危険物や感染性廃棄物等について、事業者による引き取りシステムの形成に向け、業界団体、国・県等へ働きかけを行う。	平成31年度～令和5年度	【龍ヶ崎市】 ・市が許可を出している事業者に対して、処理困難物等の対応可能状況等に関するアンケート調査を実施し、住民への案内資料として取りまとめた。 【利根町】 ・県の相談窓口等と調整し、事業者からの問合せに対応できる体制を整えた。	<table><tr><td>区分</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>不法投棄件数</td><td>16件</td><td>7件</td><td>5件</td><td>4件</td><td>13件</td><td>6件</td></tr></table>	区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	不法投棄件数	16件	7件	5件	4件	13件	6件
区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6														
不法投棄件数	16件	7件	5件	4件	13件	6件														

					【河内町】 ・民間の廃棄物処理業者へ依頼して対応した。
35		各市町	各市町は住民意識の向上等に向けて、行政と住民協働による施策の展開を検討する。住民ボランティアを組織化し、出前授業等の開催を検討する。	平成 31 年度～令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 ・廃棄物減量等推進員（ごみ減らし隊）に対し、特筆すべき、ごみ・資源物の出し方に関する情報発信を実施し、住民への啓発資料として配布した。 【利根町】 ・出前講座によるごみや資源の分別指導を行った。 ・定期清掃や関東地方環境美化運動の日（クリーン作戦）等、住民意識の向上等に向けてイベント日程の調整や各区への回覧、周知を行った。 【河内町】 ・小学校、中学校などの協力団体に対し、集団回収事業補助を実施していたが、学校の統合により現在は実績がない状況になっている。
36		各市町、組合	組合は災害時に発生する廃棄物の処理を適切に行えるよう、各市町との連携を強化する。	平成 31 年度～令和 5 年度	【龍ヶ崎市】 / 【利根町】 / 【河内町】 ・組合が作成する災害廃棄物処理対応マニュアルにおいて、組合と協議し、組合に仮置き場を設置する際の方針について、協議を行った。 【河内町】 ・災害廃棄物は、被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、仮置場に分別して集積・保管する。これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行うよう検討した。 【組合】 ・組合独自の災害廃棄物処理マニュアルの策定について検討した。

3 目標の達成状況に関する評価

ごみ処理における数値目標の達成状況については、以下のとおり評価している。また、達成理由を示すとともに、未達成項目は改善計画書に理由及び改善策を示す。

●排出量

(事業系)

- ・事業系ごみの総排出量は、令和6年度実績7,128トンであり、平成29年度実績を20.9%下回る量となり、令和6年度目標8,557トンを達成できた。事業系ごみの排出量が減少した要因としては、事業所数が想定よりも減少したため、事業系ごみとして排出されるごみが減少したためと考えられる。
- ・1事業所当たりのごみの排出量は、令和6年度実績1.95トンであり、平成29年度実績を7.1%下回る量となり、令和6年度目標2.05トンを達成できた。1事業所当たりのごみ排出量が減少した要因としては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いリモートワーク等が普及したことが影響していると考えられる。

(生活系)

- ・生活系ごみの総排出量は、令和6年度実績26,656トンであり、平成29年度実績を5.4%下回る量となったが、令和6年度目標24,678トンは達成できなかった。
- ・1人当たりのごみ排出量は、令和6年度実績235kgであり、平成29年度実績を2.5%下回る量となったものの、令和6年度目標207kgを達成できなかった。

(合計)

- ・ごみの総排出量は、令和6年度実績33,784トンであり、平成29年度実績を9.1%下回る量となったが、令和6年度目標33,235トンは達成できなかった。

●再生利用量

- ・直接資源化量は、令和6年度実績4,298tであり、平成29年度実績を14.9%下回る量となり、令和6年度目標6,013tを達成できなかった。
- ・直接資源化率は、令和6年度実績12.7%であり、平成29年度実績を0.9ポイント下回っている。また、令和6年度目標18.1%も達成できなかった。
- ・総資源化量は、令和6年度実績7,713トンであり、平成29年度実績よりも10.4%下回る量となり、令和6年度目標9,194トンは達成できなかった。
- ・総資源化率は、令和6年度実績22.9%であり、平成29年度実績を0.2ポイント下回っている。また、令和6年度目標27.5%も達成できなかった。

●エネルギー回収量（年間の発電電力量）

- ・エネルギー回収量は、令和6年度実績5,900MWhであり、令和6年度目標5,102MWhを達成できた。エネルギー回収量が目標を上回った要因としては、想定よりも焼却処理量が減少しなかったことに加え、各市町村の施策等から可燃ごみ中の厨芥類の割合が減少したこと、プラスチックごみ（ビニール・ゴム）の割合が増加したことにより、廃棄物発熱量が増加し、エネルギー回収量の効率化が図られたと考えられる。

●最終処分率

- ・最終処分率は、令和6年度実績4.8%であり、平成29年度実績4.2%を0.6ポイント上回る量となった。令和6年度目標4.0%についても、達成はできなかった。

(都道府県知事の所見)

事業系排出量については、目標を達成しており、排出抑制の取組が進んでいると考えられる。一方で、生活系排出量は若干減少しているものの目標達成に至っておらず、また、資源化量は減少・最終処分量は増加しており、目標を達成できていないため、改善計画に位置づけられた取組を積極的に実施されるなど、排出量の削減等に努められたい。

様式第 1 0

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
龍ヶ崎市・利根町・河内町地域	龍ヶ崎市、利根町、河内町、龍ヶ崎地方塵芥処理組合	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	平成 31 年度～令和 5 年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標		現状 (割合※ ¹) (平成29年度)	目標 (割合※ ¹) (令和6年度) A	実績 (割合※ ¹) (令和6年度) B	実績 B /目標 A※ ²
排出量	生活系 総排出量	28,163t	24,678t (−12.4%)	26,656t (−5.4%)	43.2%
	1人当たりの排出量	241kg/人	207kg/人 (−14.1%)	235kg/人 (−2.5%)	17.6%
	合 計 事業系生活系総排出量合計	37,175t	33,235t (−10.6%)	33,784t (−9.1%)	86.1%
再生利用量	直接資源化量	5,051t (13.6%)	6,013t (18.1%)	4,298t (12.7%)	−19.2%
	総資源化量	8,645t (23.1%)	9,194t (27.5%)	7,747t (22.9%)	−5.3%
最終処分量	埋立最終処分量	1,550t (4.2%)	1,319t (4.0%)	1,617t (4.8%)	−307.2%

※目標未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかった要因

●排出量

(生活系)

- 生活系ごみの総排出量は、令和6年度実績26,656トンであり、平成29年度実績28,163トンよりも1,507トン減少しているものの、令和6年度目標24,678トンを達成できなかった。また、一人当たりのごみ排出量は令和6年度実績235kg/人であり、平成29年度実績241kg/人よりも6kg/人減少したものの、令和6年度目標207kgは達成できなかった。

(市町別の一人当たりのごみ排出量は、龍ヶ崎市が230kg、利根町が246kg、河内町が262kgであり、全ての市町で目標未達成。)

- 達成できなかった主な要因として、指定ごみ袋の料金値上げを検討はしたものの実施に至らなかった点や、地域内の住民に対する分別方法やごみの排出抑制に対する周知不足が考えられる。

(合計)

- 事業系生活系総排出量は、令和6年度実績33,784トンであり、平成29年度実績37,175トンよりも3,391トン減少しているものの、令和6年度目標33,235トンを達成できなかった。事業系においては目標を達成できていることから、生活系で示した要因によるものと考えられる。

●再生利用量

- 再生利用量（直接資源化量）は、令和6年度実績4,298トンであり、平成29年度実績5,051トンよりも753トン減少し、令和6年度目標6,013トンを達成できなかった。また、直接資源化率は12.7%であり、平成29年度実績13.6%を0.9ポイント下回る量となり、令和6年度目標18.1%を達成できなかった。

(市町別の直接資源化率は、龍ヶ崎市が14.5%、利根町が5.7%、河内町が6.8%であり、全ての市町で目標未達成。特に河内町の直接資源化率が減少している。)

- 達成できなかった主な要因として、ペーパーレス化や飲料用器のペットボトル移行がすすんだことで資源物として回収できる量自体が減少していることや、地域内の事業所数減少に伴い事業系ごみの収集が縮小されたことにより、行政で把握しづらい民間業者等での資源回収が活発になっていることが考えられる。

- 再生利用量（総資源化量）は、令和6年度実績7,747トンであり、平成29年度実績8,645トンよりも898トン減少し、令和6年度目標9,194トンを達成できなかった。また、令和6年度の集団回収量を含む事業系生活系総排出量に対する総資源化率は22.9%であり、平成29年度実績23.1%を0.2%下回る結果となり、令和6年度目標27.5%を達成できなかった。

(市町別の総資源化率は、龍ヶ崎市が24.4%、利根町が17.5%、河内町が17.9%であり、全ての市町で目標未達成。龍ヶ崎市、利根町の総資源化率は増加しているものの目標には満たない。河内町の総資源化率は減少している。)

- 達成できなかった主な要因としては、地域内の事業所数減少に伴い事業系ごみの収集が縮小されたことにより、行政で把握しづらい民間業者等での資源回収が活発になっていることのほか、新型コロナウイルス感染症の流行や少子化による学校の統合等の影響により、集団回収活動の低下が考えられる。

●最終処分量

- ・最終処分量は、令和6年度実績1,617トンであり、平成29年度実績1,550よりも67トン増加、令和6年度目標1,319トンよりも298トン上回る量であり、目標を達成できなかった。また、令和6年度の事業系生活系総排出量に対する最終処分割合は4.8%と平成29年度実績4.2%よりも6ポイント上回る結果となり、令和6年度目標4.0%は達成できなかった。

最終処分量の増加にあたっては、焼却対象物である可燃ごみの量が想定よりも減少していないこと、また、可燃ごみ中のプラスチックごみの割合が増加するなど、ごみ質が変化したこと等が影響していると考えられる。

なお、本施設においては、焼却処理によって発生した焼却残さを熔融処理しており、熔融処理によって発生した飛灰は、固化処理後に埋立てを行っている。令和6年度は平成29年度よりもごみ焼却量や焼却残渣は減少したものの、ごみ質の影響から熔融処理後に発生する熔融飛灰の量が増加しており、それに伴いダスト固化物の埋め立て量が増加してしまったことが埋め立て量の増加につながっている。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和 15 年度まで

現在、本組合及び構成市町村では、循環型社会の形成に向けた取組みの方向性を示すため、令和 20 年度までを計画期間とするごみ処理基本計画を令和 6 年度に策定した。このごみ処理基本計画においては、社会経済情勢の変化に対応したごみ処理に関する長期的かつ総合的な推進を行うための方策を適切に盛り込んでおり、また、中長期的な目標値を設定していることから、目標達成年度は、計画の中期目標年度と同様に令和 15 年度とする。なお、本計画の目標年度においては、関連計画との整合を図った上で目標値の見直しを行う。

計画期間に達成できなかった目標については、下記に掲げる施策に取組むことで、未達成であった各指標の達成に結びつけるものとする。

●排出量（生活系）

- ・ 広報紙やホームページ等によりごみ処理の状況やごみの減量、リサイクル、食品ロスについての情報提供を充実させることにより、地域住民の循環型社会の形成に向けた自発的努力を促し、ごみの減量やリサイクル率の増加につなげる。（市町）
- ・ 啓発施設を活用し、住民へのごみの発生抑制・排出抑制の取組を推進する（組合）

●再生利用量

- ・ 費用対効果及びライフアセスメントの考え方を踏まえ、資源化するごみの種類を検討し、適正な資源化を推進する。
- ・ 現在のごみ処理システムに加えて、取り組むことが出来る新たな資源化（容器包装プラスチックや使用製品プラスチックの再資源化など）に向けた方策の具体的な検討を進める。
- ・ 燃やすごみ中に多く含まれている紙類等の分別徹底を重点的に推進し、更なる資源分別への意識向上を図るとともに、分別区分や排出方法等について地域住民へわかりやすい情報を発信する。
- ・ 事業者及び収集運搬許可業者に対する排出指導を強化し、事業者による資源化を促進する。

●最終処分量

- ・ 上記の方策を実施することで、ごみの排出抑制及びリサイクルの推進を図り最終処分量の削減につなげる。

(都道府県知事の所見)

目標が達成できなかった各指標について、上記の方策により各種施策を推進されたい。
また、さらなる循環型社会の形成に向けて、目標を達成できた指標についても、継続して施策に取り組まれたい。